

令和3年10月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 6 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番 大崎 正男 君	2 番 下土井 進 君
	3 番 岡本 幸子 君	4 番 吉弘 功 君
	5 番 原田 淳一 君	6 番 中元 茂雄 君
	7 番 勝本 澄人 君	8 番 榎本 正男 君
	9 番 岩政 幸人 君	1 0 番 寺西 久美子 君
	1 1 番 鈴木 喜義 君	1 2 番 齋藤 貴之 君
	1 3 番 宮本 三雄 君	

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|--|
| 議案第 75 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 76 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 77 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 78 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 79 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 80 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |
| 議案第 81 号 | 農地利用計画の一部変更について |

第16回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第16回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中の全員で13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において榎本委員、岩政委員をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第75号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田 4,413㎡ 畑 499㎡)から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年10月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(3条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,471㎡ 外2筆 及び ●●●番● 地目 田 面積 727㎡ 合計田 面積4,413㎡ です。
利用状況は一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、高齢で、農業後継者もないため譲り渡すものです。
受人は、申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ700mの距離にある、●●に沿った農地及び●●から東へ600mの距離にある、●●から西へ20mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積499㎡ です。

利用状況は畑です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠隔地に居住し、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地が自宅の近くにあり、耕作管理が便利のため、譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ550mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番については、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

このついたちの日に現地確認いたしております。現在の農地に新しく購入される者について協議・検討いたしました。特に権利委譲したときに農地が荒れるとか、そういう状況もないという判断をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

続きまして、整理番号2番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号2番についてですが、10月1日に事務局のお二人と●●委員さん、●●委員さんと現地を調査いたしました。農業用倉庫を建てられるということで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

議長 宮本君 はい、下土井委員。

2 番 下土井君 今、説明で農業用倉庫という話が出たんですが、将来的にはそういう転用での購入ということになるんですか。

局長 下前君 ここは畑でずっと使われる予定です。

2 番 下土井君 農地でずっと使うんですね。

● 番 ●● 君 そうです。

2 番 下土井君 今の説明が違うということですね。

議長 宮本君 他に質問はないでしょうか。

(質疑なしの声あり)

ないようですので、質疑を終了し、整理番号 1 番及び 2 番 議案第 7 5 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 7 5 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 7 6 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

事務局からの説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第 7 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請人 外 1 名 (田 1, 0 0 0 m² 畑 2 2 0 m²) から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和 3 年 1 0 月 1 5 日提出 柳井市農業委員長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

(4 条ー 1) 整理番号 1 番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 2, 5 3 5 m²の内 1, 0 0 0 m²です。

利用状況は畑です。

申請人は、申請地に倉庫及び乾燥調製施設等を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ1.3kmの距離にある、●●から北へ40mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、農地法第4条第6項の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(4条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積220㎡です。

申請人は、申請地に農業用倉庫を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ560mの距離にある●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号1番について、10月1日に●●地区農業委員及び関係推進委員と現地確認を行いました。ただ今事務局から説明があったとおり、経営規模拡大に伴い農業用施設を建設されるための転用です。よろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番について、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

すみません。先ほどの説明が今のと入れ替わって私が説明したので大変申し訳ございません。今さっきのは土地の取得、今度のは倉庫建設ということで訂正させていただきます。これも10月1日に事務局さんと私たち、●●さん、●●さんとで調査いたしました、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきましては、何か他に質問はないでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番及び2番 議案第76号
について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は
挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第76号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第77号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外8名(田 7, 509㎡ 畑 233㎡) から別紙調書
のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第
1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求め
ます。
令和3年10月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(5条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積732㎡ 外1筆 合計
田 732㎡ 畑 35㎡です。
権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。
借り人は、申請地の隣接地に居住し、共同住宅を建設するものです。
貸し人は、貸し人と同居する、貸し人の妻です。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約1.7kmの距
離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内
の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基
準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君 整理番号2番でございます。
(5条-2) 申請地は、●●●番● 地目 田 面積194㎡です。
受人は、●●に居住する個人で、隣接農地の管理のため、申請地に水

路及び管理道を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約1.8kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積622㎡です。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借人は、●●で土木建設業を営む法人です。借人は申請地近くに●●工事を請け負い、施工に伴い工事現場近くに仮現場事務所及び資材置き場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ貸し出すものです。当案件は、令和4年8月31日までの一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるもので、借人より現状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本案件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第2号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積676㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で土木建設業を営む法人です。借人は申請地近くに●●工事を請け負い、施工に伴い工事現場近くに仮現場事務所及び資材置き場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ貸し出すものです。当案件は、令和4年3月30日までの一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるもので、借人より現状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本案件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票により、整理番号4番の農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第2号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積198㎡です。

受人は、●●に居住する医療職員で、申請地に隣接する住宅を購入し、申請地に物置及びカーポートを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約2.2kmの距離にある、●●から北へ15mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-6)

続きまして整理番号6番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,134㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積861.58㎡、発電出力99.0kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約2.1kmの距離にある、●●から東へ25mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号6番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-7)

続きまして整理番号7番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,179㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積430.83㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約2.1kmの距離にある、●●から西へ100mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号7番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-8)

続きまして整理番号8番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積146㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、自宅に近い申請地に、自己用駐車場を建設するものです。

渡人は、遠距離に居住しており、耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ550mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号8番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-9)

続きまして整理番号9番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,527㎡外1筆 合計田 1,826㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積422.89㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約1.6kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号9番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

今、事務局の方から説明がございましたように、場所は柳井市の●

●で、●●というのがありますが、このちょっと下の方でございます。ついたちの日に関係者で現地確認をいたしました結果、諸基準の五つの項目についてすべて適合しておりまして、特別に問題ございませんので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君 整理番号1番について、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 ●●●●。ただ今事務局から説明があったとおりでありまして、10月4日の日に現地調査を行いました。ここ、大体ですね、いつも水、湧水があって、昔の道路の跡に水が溜まっているような状態で、これを上に水路をつけてもらえれば、若干効果があるんじゃないかと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番及び4番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 3番及び4番ともなんですが、●●工事の関係の作業場なり建屋の関係でございます。現地が地目田ということにはなっていますが、護岸がついてあって、造成したような格好で、現況はもう畑というような状態のところであります。また、このエリア、2筆とも今度、●●事業の事業区画に入っておりますので、現況復帰させていただいた後は、しっかり圃場整備の農地で、きれいな状態になると思っていますので、よろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番及び4番について、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号5番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 ただ今事務局より説明がありました5番ですが、中古住宅を取得に

あたりまして、隣接地にですね、カーポート等を建設をするというような案件になっております。周りに及ぼす影響は、何ら問題ないとみておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号５番につきまして、他に何か質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続きまして、整理番号６番から９番までは、●●の●●委員、お願いします。

●番 ●●君 ６番、７番、９番が太陽光パネルの案件が出ておりますが、１０月１日に現地を調査いたしました。６番については、もうすでに周りにパネルが設置されたところにある一角でございまして、これも問題ないと思います。それから、７番は、これはちょっと離れたところに設置されるんですが、これも市道と川と山との間にある土地で、これも何ら問題はないと思います。また、９番にあたりましては、これも●●の●●の近くなんですが、これも土地の位置が●●に近いところであって、雨水の処理も既設の水路に取れるので、これも何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

すいません、まだ、８番が残っておりまして、これは駐車場を設けられるんで、市道に、と平行にある土地で、雨水も既設の水路にとれるので、これも何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 宮本君 ありがとうございます。６，７，９の太陽光はね、会社、同じ代表者が二つの会社を持つとる会社なんで、前、一回ちょっともましたことがあるんで、注意の方をお願いしたいと思います。

それでは、６番から９番までについて、何か質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号１番から９番まで 議案第７７号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。

よって、議案第７７号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第７８号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

局長 下前君 議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、この会の意見を求めます。
令和 3 年 10 月 15 日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。
市長より、令和 3 年 10 月 15 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。1 件、3 筆、2,490 m²の新規の利用権の設定でございます。
以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 それでは、議案第 78 号についてご審議をお願いします。
質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第 78 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 78 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 79 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和 3 年 10 月 15 日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和３年１０月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 これは、圃場整備が終わった分の案件でございます。

他に質疑はございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第７９号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第７９号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第８０号を上程しますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第８０号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和３年１０月１５日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和３年１０月１５日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第７９号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用

配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いします。
何か質疑は、ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第80号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第80号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第81号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第81号 農用地利用計画の一部変更について（除外及び用途変更）
農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和3年10月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明します。

次長 松村君
(除外－1番)

農用地利用計画の変更に係る調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積506㎡ 外4筆 合計田 2,175.74㎡です。
除外後の用途は、送電鉄塔用地です。
除外理由は、●●地区で実施している太陽光発電所との連携のために送電線の新設が必要となり、それに伴う送電線鉄塔の設置のためのもので、申請地以外に適当な場所はなく、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。
申請地は、位置図の除外1に示していますが、●●から南に1.4kmの距離にある、●●に沿った農地です。

次長 松村君
(除外－２番)

続きまして、２番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 2, 0 5 5 m²の内 2. 2 5 m²です。
除外後の用途は、携帯電話無線基地局です。
除外理由は、申請地周辺の通話可能エリアを拡張するためで、申請地以外に適当な場所はなく、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。
申請地は、位置図の除外２に示していますが、●●から北に 7 7 0 mの距離にある、●●から西へ 5 0 mに位置する農地です。

次長 松村君
(用途変更－１番)

続きまして、３番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1, 9 6 0 m² 外 1 筆 合計 田 2, 5 0 6 m²です。
変更後の用途は、農業用施設用地です。
変更理由及び使途は、●●が、農機具や乾燥調製施設などの農業用施設を整備するものであり、具体的な計画があり、規模も適当と判断されます。
周辺農地へ及ぼす影響もなく、支障がないと認められます。
申請地は、位置図の用途変更１に示していますが、●●から南に 2 k mの距離にある、●●に沿った農地です。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
１番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

先日、農業委員の方と一緒に現地を見ましたが、周りに影響があるところではありませんので、別に問題ないと思います。

議長 宮本君

結構、鉄塔にしては面積が、1 6 0 0 ってあるんじゃないか。
番号１番について、何か質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号２番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

携帯電話の基地局ということで、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 2 番について、他に何か質疑はございますでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 質疑なしと認めます。

議長 宮本君 3 番について、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 1 0 月 4 日に現地を見てきましたけど、●●の、あっこはいろんな
 ところから、ちっちゃなもんばかりでやっとりんですが、今度、な
 にかそこへ一貫した施設を作るという考えがあるそうですんで、よろ
 しくお願いしたいと思います。

議長 宮本君 3 番について、何か質疑はございますでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 質疑なしと認めます。

議長 宮本君 よって、1 番から 3 番まで 議案第 8 1 号については、原案のとおり
 可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。
 (全員異議なく挙手)
 全員挙手と認めます。
 よって、議案第 8 1 号については、可決・承認と決します。

 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
 (閉会 午前 9 時 4 5 分)